

# 特定非営利活動法人 出雲学研究所

## 定 款

### 第1章 総 則

#### (名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 出雲学研究所と称する。

#### (事務所)

第2条 この法人は、事務所を島根県出雲市斐川町学頭1531番地4に置く。

#### (目 的)

第3条 この法人は、島根県の地域文化を享受する全ての人々に対して、地域文化を基軸にしたまちづくり・人づくりに関する事業を行い、島根の地域文化創造と地域振興に寄与することを目的とする。

#### (活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 観光の振興を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 国際協力の活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 経済活動の活性化を図る活動
- (7) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (9) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

#### (活動に係る事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 文化振興関連事業
- (2) 国際文化交流事業の企画と実施
- (3) 地域文化を軸とした観光振興および人づくり推進事業
- (4) 地域文化及び観光振興に係わる調査事業
- (5) 人的資源ネットワーク推進事業
- (6) 出雲学の研究及び普及啓発事業の推進
- (7) 文化系・歴史系資料館等の管理運営及びコンサルティング事業

- (8) 地域関連グッズ等の商品開発及び販売事業
  - (9) 関連書籍の制作及び出版事業
  - (10) 関連web・映像等の制作及び販売事業
- 2 この法人は、その他の事業として、次の事業を行う。
- (1) 会員の資質向上事業
  - (2) 会員相互の親睦事業
  - (3) 会員の福利厚生事業
- 3 前項に掲げる事業から生じた収益は、この法人が営む特定非営利活動に係る事業に充てるものとする。

## 第2章 会員

### (会員の種別)

- 第6条 この法人の会員は、正会員（以下、会員という）及び賛助会員（以下、賛助会員という）の2種とし、会員をもって特定非営利活動促進法における社員とする。
- 2 会員はこの法人の趣旨に賛同して入会した個人及び法人・団体とする。
- 3 賛助会員は、この法人の趣旨に賛同し、活動に協力する個人及び法人・団体とする。
- 4 会員のうち、理事長の認めにより、各種研究員等をおくことができる。

### (会員及び賛助会員の入会)

- 第7条 会員及び賛助会員（以下、会員等という）の入会については、特に条件を定めない。
- 2 会員等として入会しようとするものは、別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

### (入会金及び年会費)

- 第8条 会員は、入会金と毎年一回の年会費を納入しなければならない。また、賛助会員は毎年一回の年会費を納入しなければならない。
- 2 入会金と年会費の額は、別に理事会の議決を経て、定めるものとする。

### (会員の資格喪失)

- 第9条 会員等が次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。
- (1) 退会届の提出をしたとき。

- (2) 本人が死亡し、または失そう宣告を受けたとき。
- (3) 会員及び賛助会員である法人・団体が解散したとき。
- (4) 継続して2年以上年会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。

#### (退 会)

第10条 会員等は、別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

#### (除 名)

第11条 会員等が次のいずれかに該当する場合には、理事会の議決により、これを除名することができる。

- (1) 法令および本会の定款又は規則に違反したとき。
  - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

#### (会費等の不返還)

第12条 この法人は、既納の入会金、年会費その他の拠出金品は返還しない。

## 第3章 役 員

#### (役員の種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理 事 8名以上 12名以内
  - (2) 監 事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、2名以内を副理事長、1名を専務理事、1名を常務理事とする。

#### (役員の選任等)

第14条 理事は、理事会で選任し、総会に報告する。

- 2 理事長、副理事長、専務理事、常務理事は、理事会において理事の互選とする。
- 3 法第20条の各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 4 監事は、総会で選任する。
- 5 監事は、理事又は本会の職員を兼ねてはならない。

#### (役員の職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長

が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

- 3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、業務を管理する。
- 4 常務理事は、事業等事務局の運営・管理を執り行う。
- 5 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 6 監事は、次に掲げる業務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行状況又は、この法人の財産状況について、理事に意見を述べること。

#### (役員の任期)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (欠員の補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### (役員の解任)

第18条 理事が次のいずれかに該当する場合には、理事会において出席理事の3分の2以上の議決により、当該理事を解任することができる。また、監事が次の各号に該当する場合は、総会において出席会員の3分の2以上の議決により、当該監事を解任することができる。ただし、その理事および監事に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反や、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

#### (役員の報酬)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を遂行するため必要とした費用を弁償することができる。
- 3 役員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### (顧問の設置)

第20条 この法人に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者又はこの法人に功労があった者のうちから、理事会の推薦により、理事長が委嘱をする。
- 3 顧問は、この法人の運営に関して、理事長の諮問に応え、又は理事長に対して意見を述べる。
- 4 顧問の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

## 第4章 会議

#### (会議の種別)

第21条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

#### (総会の構成)

第22条 総会は、会員をもって構成する。

#### (総会の権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 事業報告及び収支決算の承認
- (3) 監事の選任
- (4) 合併
- (5) 解散
- (6) その他、理事会が総会に付すべき事項として決議した事項

#### (総会の開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
  - (2) 会員の5分の1以上から、会議の目的を記載した書面によって招集の請求があったとき。
  - (3) 監事から第15条第6項第4号の規定により招集があったとき。

### (総会の招集)

- 第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

### (総会の議長)

- 第26条 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選出する。

### (総会の定足数)

- 第27条 総会は、会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

### (総会の議決)

- 第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (総会での表決権等)

- 第29条 やむを得ない理由のために総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。
- 2 前項の規定により表決した会員は、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

### (総会の議事録)

- 第30条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在員数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名が署名しなければならない。

## 第5章 理 事 会

### (理事会の構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

### (理事会の権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 会員等の入会の承認
- (2) 理事の選任、解任、報酬、職務
- (3) 入会金及び年会費の額
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) その他、この法人の運営に関する必要な事項

### (理事会の開催)

第33条 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

### (理事会の招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号による請求があったときは、その請求があった日から21日以内に理事会を召集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

### (理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

### (理事会の定足数)

第36条 理事会は理事の過半数以上の出席がなければ議決することができない。

### (理事会の議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (理事会での表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のために理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用について

は、理事会に出席したものとみなす。

- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の表決に加わることができない。

**(理事会の議事録)**

第39条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名が署名し、これを保存しなければならない。

## **第6章 資産及び会計**

**(資産の構成)**

第40条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び年会費
- (3) 寄附金品
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

**(資産の区分)**

第41条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及び、その他の事業に関する資産の2種とする。

**(資産の管理)**

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

**(会計の原則)**

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動促進法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

**(会計の区分)**

第44条 この法人の会計は、次のとおり区分する。

- (1) 特定非営利活動に係る事業会計
- (2) その他の事業会計

#### (事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### (事業計画及び収支予算)

第46条 この法人の事業計画及び収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、当該事業年度開始前に理事会の議決を経なければならない。

2 当該事業年度中の事業計画及び収支予算の変更は、理事会の議決による。

#### (事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後に速やかに作成し、理事会の議決及び監事の監査を経た上で、当該事業年度終了後の通常総会の承認を得なければならない。

2 前項の監事の監査を経た事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、役員名簿、役員のうち当該年度に報酬を受けた者の名簿、社員のうち10名以上の名簿を添えて、当該事業年度終了後に速やかに作成し、理事会の議決及び監事の監査を経た上で、当該事業年度終了後3ヶ月以内に所轄庁に提出しなければならない。

#### (余剰金の処分)

第48条 この法人の決算において、余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

## 第7章 定款の変更、解散及び合併

#### (定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した会員の過半数の議決を経、かつ、特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

#### (解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 会員の欠亡

- (4) 合併
  - (5) 破産
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
- 2 前項第1号の事由により本会が解散するときは、総会において会員総数の4分の3以上の議決を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を受けなければならない。
- 4 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

**(残余財産の帰属)**

第51条 この法人が解散したときに残存する財産は、総会において出席した会員の半数以上の議決を経て、選定された特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

**(合併)**

第52条 この法人は、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得て、他の特定非営利活動法人と合併することができる。

## **第8章 書類の備置き、閲覧及び公告方法**

**(書類の備置き)**

第53条 この法人は、毎事業年度初めの3ヶ月以内に、前事業年度における次の書類を作成し、これらを、その翌々事業年度の末日までの間、主たる事務所に備え置かなければならない。

- (1) 前事業年度の事業報告書・財産目録・貸借対照表及び活動計算書
- (2) 役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿）
- (3) 社員のうち10人以上の者の氏名及び住所等を記載した書面

**(閲覧)**

第54条 会員等及び利害関係人から前条の書類及び定款若しくはその認証若しくは登記に関する書類の写しの閲覧請求があったときは、これを拒む正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

**(公告の方法)**

第55条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし法第28条の2第1項に規定する貸借対照表及び法第35条第2項に規定する合併の認証後の異

議の申し出の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

## 第9章 事務局・委員会

### (事務局の設置)

第56条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

### (職員の任免)

第57条 事務局長及び職員の任免は、理事会の議決を経て、理事長が行う。

### (組織及び運営)

第58条 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

### (委員会の設置)

第59条 この法人は、特定の事業の円滑な遂行を図るため、理事会の議決を経て、その事業に関する委員会を設けることができる。

2 委員会は、その定められた事業について、理事会の議決に基づき、調査・研究し、又は事業を遂行する。

3 委員会の組織及び運営に関する必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

## 第10章 雜 則

### (細則)

第60条 この定款の実施について必要な規則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

### 【附則】

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の会員の入会金及び年会費は、第8条の規定にかかわらず、以下の金額とする。

#### (会員)

入会金	個人	10,000円
	法人・団体	20,000円
年会費	個人	10,000円
	法人・団体	30,000円

(賛助会員)

年会費 個人・法人・団体 1口 5,000円

- 3 この法人の設立当初の役員は、第14条の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の設立の日から平成18年6月30日までとする。

理事長 藤岡 大拙

副理事長 本間恵美子

専務理事 前田 清行

常務理事 福島 邦雄

理事 大谷 厚郎

同 山下 武之

同 谷口 博則

同 水 昭仁

同 梅谷 直子

監事 村上 家次

同 錦織 澄

- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第45条の規定にかかわらず、この法人の設立の日から平成18年3月31日までとする。

### 【附則】（平成24年6月6日総会議決による変更）

- 1 この定款の変更は、所轄庁の認証の日から施行する。

### 【附則】（令和元年6月4日総会議決による変更）

- 1 この定款の変更は、所轄庁の認証の日から施行する。